

農業DXの推進に関する包括連携協定書

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部（以下「甲」という。）及び農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることとで農林水産業及び食品関連産業分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、包括的な連携の下に相互に協力し、農林水産業及び食品関連産業分野におけるデジタル技術を活用した事業活動及び経営を推進し、ひいては農業DX構想（2021年（令和3年）3月に農業DX構想検討会が取りまとめたものをいう。）の実現に寄与することを目的として本協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）に関すること。
- （2）その他農林水産業及び食品関連産業のDXの推進に必要と認められる事項に関すること。

（甲の取組）

第3条 甲は、eMAFFに関し、甲の顧客に対する情報提供及び利用促進等を行うとともに、甲の顧客からの要望等について乙に情報提供を行う。

（乙の取組）

第4条 乙は、甲の協力の下に、農林水産業及び食品関連産業の成長のためにデジタル技術を活用した事業活動及び経営に資する機能をeMAFFに実装できるよう、システム開発を進める。

（情報の安全確保）

第5条 甲及び乙は、第2条各号に定める事項に係る連携・協力において、相手方から提供された情報（口頭、文書及び電磁的記録その他形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下「提供情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他提供情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（情報の目的外利用の禁止及び開示制限）

第6条 甲及び乙は、次の各号に定める場合を除き、第1条の目的以外の目的のために提供情報を自ら利用し、又は第三者に開示してはならない。

（1）相手方から提供を受けたときに既に自己が保有していた情報又は相手方から提供を受けた後に、その情報を開示する権限を有する第三者から合法的に入手した情報

（2）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていた情報又は相手方から提供を受けた後、自らの責によらずして公知となった情報

2 甲及び乙は、その従業員又は職員、業務委託先等提供情報を知る必要がある者に対し、提供情報を開示することができる。この場合において、甲及び乙は、提供情報の開示を受けた者に対し、本協定に基づき課せられる義務と同等の義務を課すとともに、当該者の義務違反について一切の責任を負う。

（協議等）

第7条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議し、その内容を定めるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了することができる。

附 則

この協定は、締結する日から効力を発する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自、本書1通を保有するものとする。

令和3年6月28日

甲：株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部

代表取締役 農林水産事業本部長

（署名） 新井 毅

乙：農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

（署名） 信夫 隆生